老 企 第 ４２ 号
平成 12 年３月８日
改正 平成 18 年３月 31 日
改正 平成 20 年７月 29 日
改正 平成 21 年３月 13 日
改正 平成 27 年３月 27 日
最終改正 平成 30 年７月 13 日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

介護保険における居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給に関しては、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）及び「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年厚生省告示第 95 号。以下「種類告示」という。）」において所要の規定を整備しているほか、「居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 35 号。以下「基準額告示」という。）」及び「介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第 45 条第４項の規定により算定する額（平成 12 年厚生省告示第 39 号。以下「特例告示」という。）が平成 12 年２月 10 日に公布され、同年４月１日から適用することとされたところである。

このうち、種類告示の内容及び取扱いについては、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年１月 31 日老企第 34 号当職通知）」においてお示ししたところであるが、このほか、居宅介護住宅改修費等の支給の取扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等に周知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

１ 住宅改修費の支給限度額

（１） 支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を 20 万円としたところである。

このため、20 万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20 万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は 18 万円（法第 49 条の２第１項又は第 59 条の２第１項の規定が適用される場合にあっては 16 万円、法第 49 条の２第２項又は第 59 条の２第２項の規定が適用される場合にあっては 14 万円）となるものである。

（２） 支給限度額管理

① 支給限度額と要介護状態区分等との関係

基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20 万円)とし､介護予防住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第 76 条第１項及び第 95 条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は､以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20 万円)から控除した額となる。

また、平成 18 年４月１日前に居宅支援住宅改修費が支給されている場合には、その支給額は「以前に支給された住宅改修費の額」に算入され、支給限度額は、支給限度基準額（20 万円）からこれを控除した額となる。

ただし、施行規則第 76 条第２項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態（次に掲げる要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合）で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額（20 万円）までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは１回に限られる。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護５
第五段階	要介護４
第四段階	要介護３
第三段階	要介護２
第二段階	要支援２　又は　要介護１
第一段階	要支援１　又は　経過的要介護（平成 18 年４月１日以降） 要支援（平成 18 年４月１日前）

② 転居した場合の支給限度額管理

支給限度額管理は、施行規則第 76 条第１項及び第 95 条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

（注）これらの具体的取扱いについて別紙１として解説を作成したので活用されたい。

２ 住宅改修費の支給申請

（１） 事前申請

被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、以下の申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

① 申請書（施行規則第 75 条第１項第１号及び第２号、第 94 条第１項第１号及び第２号）

第１号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行う工事種別（種類告示の第１号から第５号までの別）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

また、第２号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、別紙２の様式を標準とする。また、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。

なお、当該被保険者に対して居宅介護サービス等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。

② 住宅改修が必要な理由書（施行規則第 75 条第１項第３号、第 94 条第１項第３号）

第３号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙３の様式を標準とする。

また、当該書類を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員等とするが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修の相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画等を作成している者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要である。

また、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。

なお、介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすることはできない。

③ 住宅改修の予定の状態が確認できるもの（施行規則第 75 条第１項第４号、第 94 条第１項第４号）

第４号の「住宅改修の予定の状態が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとする。

（２） 事後申請

被保険者が住宅改修を完了し、次に掲げる書類を市町村に提出したときには、市町村は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の

支給が必要と認めた場合、住宅改修費の支給を決定する。

① 「住宅改修に要した費用」（施行規則第 75 条第１項第５号、第 94 条第１項第５号）

「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の費用とする。

② 領収証（施行規則第 75 条第１項第６号、第 94 条第１項第６号）

第６号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付する。工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が種類告示の第１号から第６号までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとする。

③ 完成後の状態を確認できる書類等（施行規則第 75 条第１項第７号、第 94 条第１項第７号）

第７号の「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとする。

④ 住宅の所有者の承諾書（施行規則第 75 条第３項及び第 94 条第３項）

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要であるので留意されたい。

（３） やむ得ない事情がある場合の手続き（施行規則第 75 条第２項、第 94 条第２項）

やむ得ない事情がある場合とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合等をいう。

また、平成 18 年４月１日前に住宅改修に着工した場合についても、当該やむ得ない事情がある場合に該当するものである。

なお、事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改修についても、当分の間、「やむ得ない事情がある場合」として、経過的に保険者の判断で運用することは差し支えない。

３ 住宅改修費の算定上の留意事項

（１） 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象とならないものである。

（２） 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得るものである。

（３） 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

（４） 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とするものである。この場合、施行規則第75条第１項第６号及び第94条第１項第６号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので留意されたい。

（５） 一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。したがって、例えば被保険者が２人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなる。

４ 支援体制等の整備

（１） 支援体制の整備

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強いものである。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないことから、２の（１）で事前に提出される申請書又は書類により、当該申請に係る住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、事前に被保険者に対して、その確認結果を教示するとともに、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい。

なお、市町村は、地域支援事業の一つである福祉用具・住宅改修支援事業として相談、助言等の事業、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業を行うことが可能である。

（２） 事業者に係る情報提供

被保険者が住宅改修の事業者を適切に選択できるよう、市町村は住宅改修の事業者に関する情報を提供することが重要である。特に、高齢者の住宅改修は一般の住宅改修と異なり、高齢者の心身の状況等を勘案すること、要介護状態の変化にも適切に対応していくこと等が求められるため、事業者に関し、高齢者の住宅改修の実績や、アフターサービスの方針等の情報についても提供するよう留意することとされたい。

（３） 事業者等に対する研修事業の実施

適切な住宅改修が行えるよう、住宅改修の事業者の育成も重要であり、関係機関、関係団体等の協力を得て、都道府県又は市町村が研修事業を行うことが望ましい。

（４）　事業者に対する質問・検査等

市町村は、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、法第 45 条第８項、法第 57 条８項の規定により、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

５　市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度

一部の市町村においては、法施行前から住宅改修について助成事業が行われているところであるが、法施行後も、法における住宅改修費の支給対象外の工事及びその費用が支給限度基準額を超えて行われる工事について、助成を行うことは可能である。

ただし、法に基づく住宅改修費の支給対象となる住宅改修を助成対象とする場合、法に基づく住宅改修費の支給を確実に優先させるためには、これを超える分について地方公共団体の単独事業として助成する旨の調整規定を、当該事業の根拠である条例等に盛り込むことが必要である。

（別紙１）

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

（１） 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合

例外１

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合に、再度、20 万円まで支給可能（以下「３段階リセットの例外」という。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護５
第五段階	要介護４
第四段階	要介護３
第三段階	要介護２
第二段階	要支援２　又は　要介護１
第一段階	要支援１　又は　経過的要介護 旧要支援

・したがって、要支援１から要介護２となった場合、要介護等状態区分は３段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は２段階しか上がっておらず、３段階リセットの例外は適用されない。

・「介護の必要の程度」の段階は３段階以上上がっても自動的に３段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。

・３段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は 20 万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。

・３段階リセットの例外は一の被保険者につき１回しか適用されない。

・ただし転居した場合（例外２参照）は、転居後の住宅改修に着目し３段階リセットの例外が適用される。

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合（次の 14 通り）は再度 20 万円まで住宅改修費が支給可能となる。

旧要支援　→　要介護３
　　→　要介護４
　　→　要介護５
要支援１　→　要介護３
　　→　要介護４
　　→　要介護５
要支援２　→　要介護４
　　→　要介護５
経過的要介護　→　要介護３
　　→　要介護４
　　→　要介護５

要介護１　　→　要介護４
　　→　要介護５
要介護２　　→　要介護５

ただし、この３段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意されたい。

したがって、①初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援１と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護１となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護１を基準として「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合に再度 20 万円まで支給が可能となる。

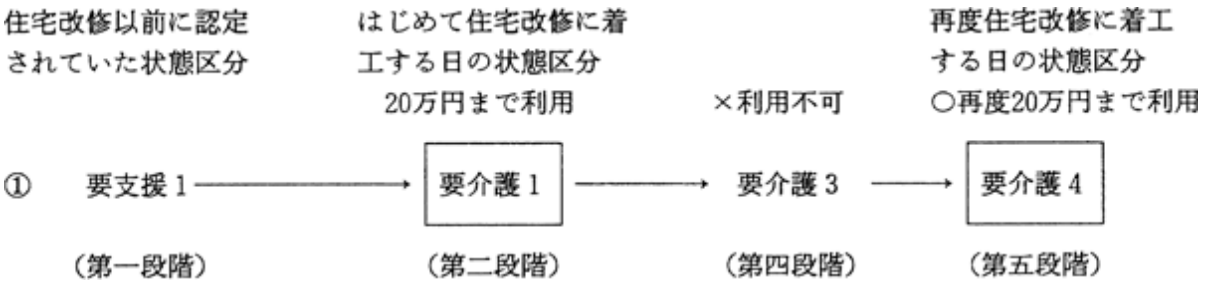

一方、②要支援２のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護４の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護３と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が３段階以上という要件を満たしていないため３段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護４又は要介護５の認定がなされれば、再度 20 万円まで支給が可能となる。

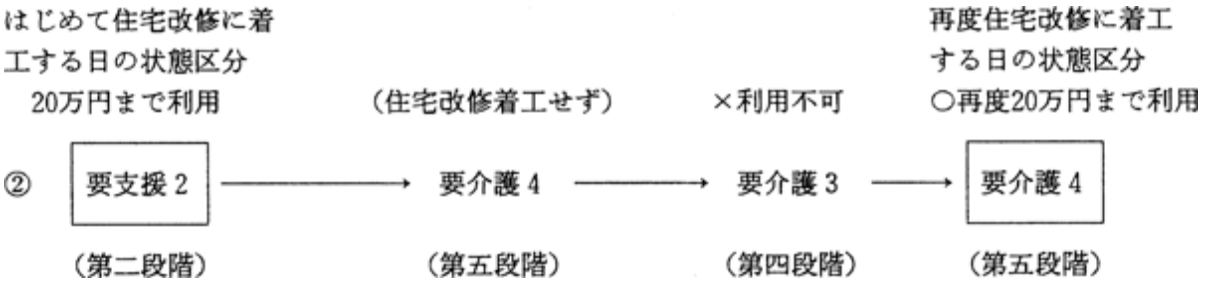

さらに、③要介護１の時に初めて住宅改修に着工し 10 万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護３の時点でも 10 万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護４となった場合、初めて住宅改修を行った要介護１を基準として「介護の必要の程度」の段階が３段階上がっているため、再度 20 万円までの支給が可能となるが、逆に④要介護３の時に初めて住宅改修に着工し 10 万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護１の時点で 10 万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護３が基準となるので、要介護４となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなる。

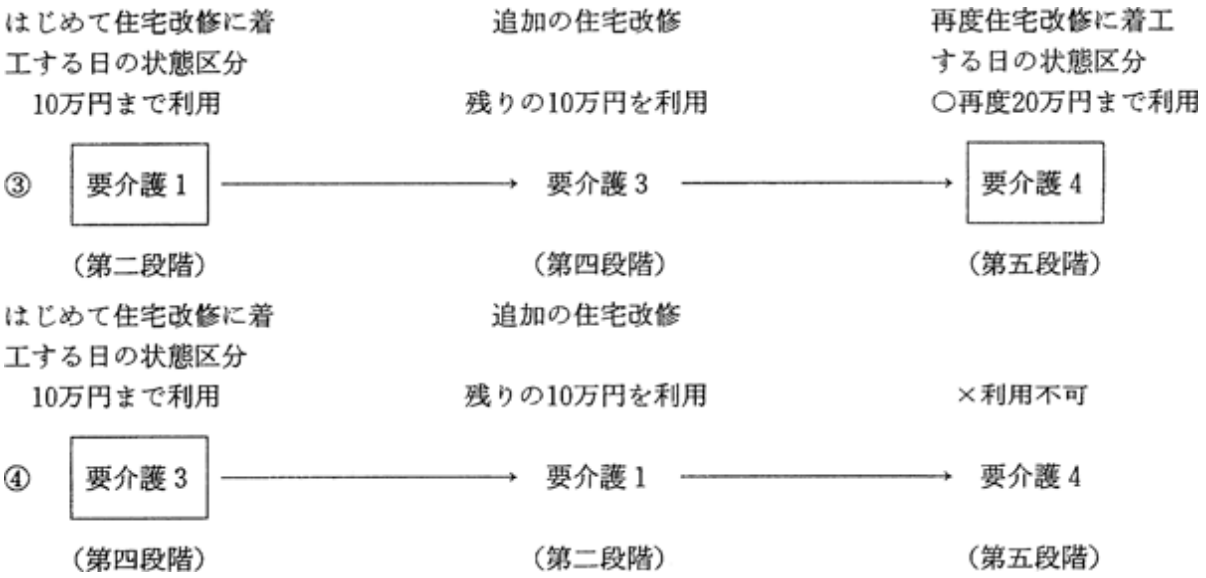

また、以前の住宅改修で 20 万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は 20 万円となる。したがって、⑤要介護１の時に 12 万円の支給を受け、その後要介護４で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の８万円はリセットされることとなり、20 万円が支給限度額となる。

ひとたび３段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。⑥要介護１の時に 12 万円の住宅改修を行い、その後要介護４で 15 万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護３となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため５万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護１のときの支給可能残額８万円はすでにリセットされており、復活することはない。

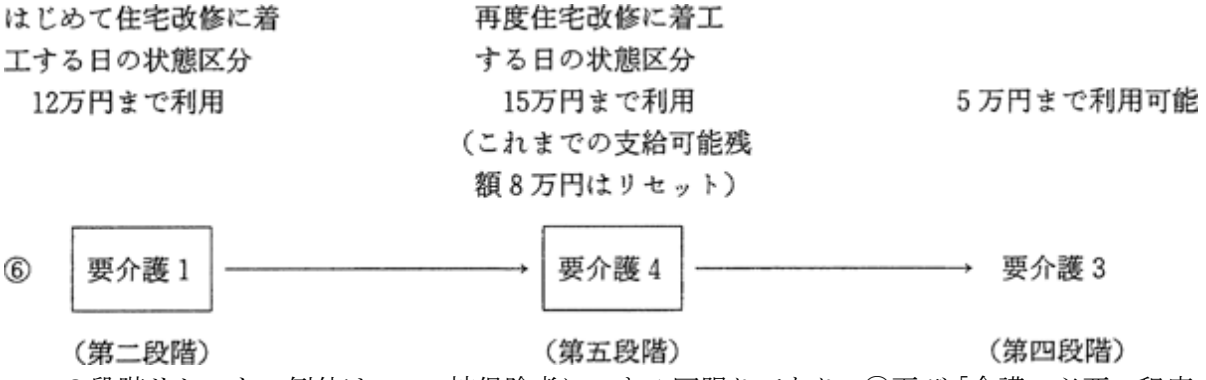

３段階リセットの例外は、一の被保険者につき１回限りであり、⑦再び「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がっても適用されない。

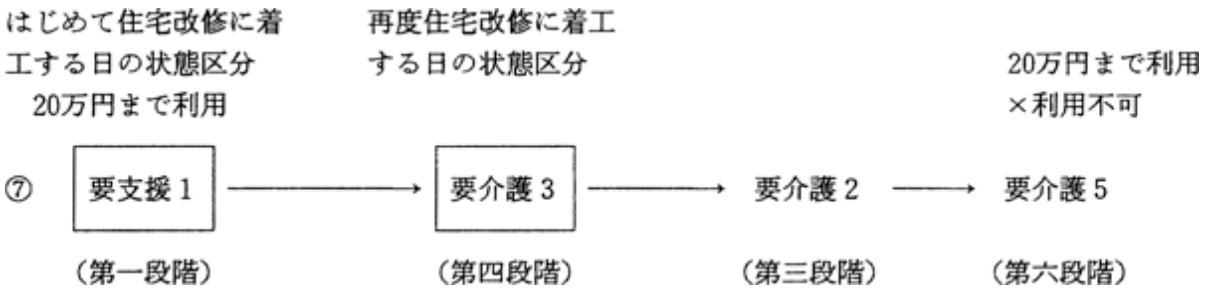

（２） 転居した場合

例外２
・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について 20 万円まで支給可能（以下「転居リセットの例外」という。）
・３段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用
（転居リセットの例外が優先）
・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について 20 万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、⑧３段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。

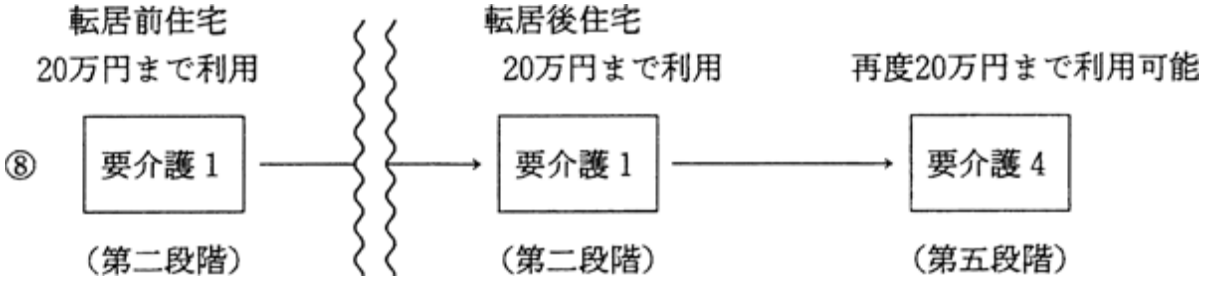

さらに、⑨転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したがって、３段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。

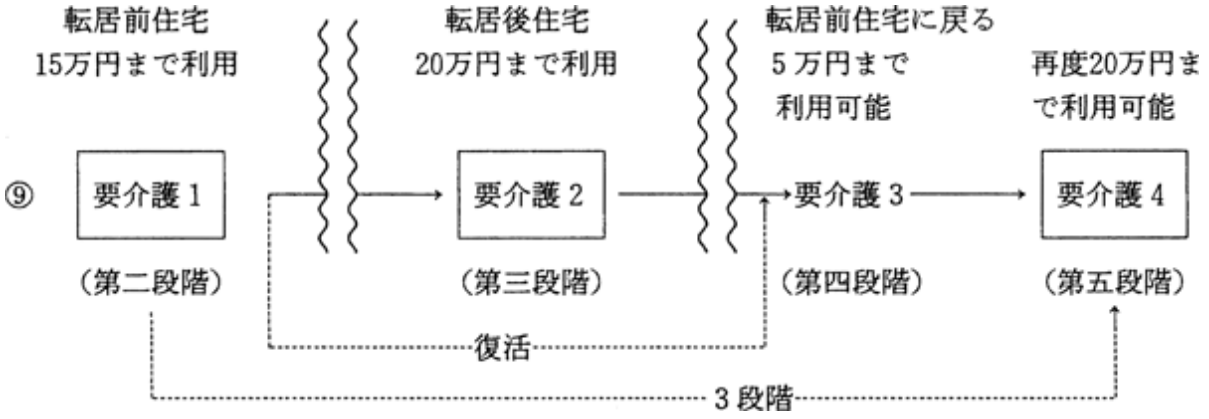

（別紙２）

住宅改修の見積様式

住宅改修の種類（※1）	写真等番号	改修場所	改修部分	名　称（※2）	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				（材料費）						
				（施工費）						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

（別紙3）

住宅改修が必要な理由書

＜基本情報＞

利用者	被保険者記号		年齢	歳	生年月日	明治 大正　年　月　日 昭和	性別	□男 □女	
	被保険者氏名		要介護認定（該当に〇）		要支援	要介護			
					１・２	１・２・３・４・５			
	住所								

作成者	現地確認日	令和　年　月　日	作成日	令和　年　月　日
	所属事務所			
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	令和　年　月　日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	
介護状況	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	

福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	□	□
●特殊寝台	□	□
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換機	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	□	□
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・＿＿＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿＿＿	□	□

住宅改修が必要な理由書　（P2）

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（・・なので ・・で困っている）を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（・・することで ・・が改善できる）を記入してください	④改修項目（改修箇所）
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） □ 便器からの立ち座り（移乗を含む） □ 衣服の着脱 □ 排泄時の姿勢保持 □ 後始末 □ その他（　　）		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）	□ 手すりの取り付け （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） □ 段差の解消 （　　） （　　） （　　） □ 引き戸等への扉の取替え （　　） （　　） □ 便器の取替え （　　） （　　） □ 滑り防止等のための床材の変更 （　　） （　　） □ その他 （　　） （　　） （　　）
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 □ 浴室出入口の出入（扉の開閉を含む） □ 浴室内での移動（立ち座りを含む） □ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪を含む） □ 浴槽の出入（立ち座りを含む） □ 浴槽内での姿勢保持 □ その他（　　）		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）	
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入（扉の開閉を含む） □ 出入口から敷地外までの屋外移動 □ その他（　　）		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）	
その他の活動			□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）	